

奥羽大学歯学会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は奥羽大学歯学会と称する。

第2条 本会は事務所を奥羽大学歯学部（〒963-8611：福島県郡山市富田町字三角堂31-1）内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、歯学及びこれに関連のある科学についての研究・交流並びに提携の促進をはかり、学術文化の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するためつぎの事業を行う。

- (1) 学術大会、総会およびその他の集会
- (2) 機関誌の発行（奥羽大学歯学誌
Ohu University Dental Journal）
- (3) 内外諸学会との交流
- (4) 地域医療向上に関する講演会・研究会等の開催
- (5) その他の必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、正会員・名誉会員・準会員ならびに賛助会員とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した者。
- (2) 名誉会員 本会对しとくに功績があり、評議員会で推薦された者。
- (3) 準 会 員 本会の目的に賛同した本学学生ならびにそれに準ずる者で所定の会費を納入した者。
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助会費を納入した個人または団体とする。

(会 費)

第6条 本会の会費は、正会員にあっては年額5,000円、準会員にあっては年額2,500円とし、毎年度初めにこれを納入するものとする。

2. 賛助会員にあっては一口10,000円で二口以上とし、これを納入するものとする。
3. 退会を申し出た場合もしくは会費の納入を2年を限度とし、怠るときは退会とする。

第4章 役員および職員

(役 員)

第7条 本会につきの役員をおく。

会長1名、副会長2名、理事9名以上12名以内、評議員若干名、監事2名

(顧 問)

第8条 本会に若干名の顧問をおくことができる。

2. 奥羽大学学長は本会の顧問となる。

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は理事会を組織し、会務を分掌して本会の運営にあたる。
4. 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問に応じ、かつ、重要事項を審議する。
5. 監事は会務および会計の監査を行う。また理事会に出席し意見を述べることができる。

(役員を選出)

第10条 会長は、奥羽大学歯学部学長がこれにあたる。

2. 副会長、理事および評議員は、正会員のうちから会長が委嘱する。

ただし奥羽大学大学院歯学研究科および歯学部の専任教授および専任准教授は評議員となる。

3. 監事は、正会員のうちから会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の設置)

第12条 会長は、必要に応じて委員会をおくことができる。

(職 員)

第13条 本会の事務を処理するために事務職員をおくことができる。

第5章 会 議

(総 会)

第14条 総会は定時総会と臨時総会とする。

- (1) 定時総会は毎年1回会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、理事会または監事の要請により会長が招集する。

(理事会)

第15条 理事会は会長が必要と認めたとき、または理事4名以上の要請があった場合に会長が招集する。

(評議員会)

第16条 評議員会は毎年1回開催する。ただし必要に応じ臨時に開催することができる。

- 2. 評議員4分の1以上の要請があった場合は、会長がこれを招集するものとする。

(総会の議決)

第17条 総会の議決は、出席正会員の過半数の同意による。

(理事会・評議員会の成立と議決)

第18条 理事会ならびに評議員会はそれぞれの構成員の3分の2以上の出席により成立し、決議はその過半数の同意による。ただし委任状をもって出席とみなす。

第6章 学 会 賞

(名 称)

第19条 本会に奥羽大学歯学会賞(晴川優秀論文賞等)を置く。

(選 考)

第20条 本賞の選考委員は正会員のうちから会長がこれを委嘱し、奥羽大学歯学会賞に関する規程および奥羽大学歯学会優秀発表賞に関する規程により受賞者を選出する。

- 2. 選考結果は総会に報告する。
- 3. 本賞の授与は総会および例会で行う。

第7章 資産および会計

(経 費)

第21条 本会の運営経費は下記の収入による。

- (1) 会 費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金品
- (5) 大学からの補助

(6) その他の収入

(収支決算および予算)

第22条 理事会は、つぎの事項について、評議員会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告および収支決算
- (2) 事業計画および収支予算(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第8章 会則の改正

(会則の改正)

第24条 本会則の改正は、理事会ならびに評議員会の議を経て総会において議決する。

第9章 雑 則

(細 則)

第25条 本会則の施行についての細則は、理事会、評議員会の議決を経て別に定め総会に報告する。

附 則

本会則は昭和48年10月21日から施行する。

附 則

本会則は昭和55年7月5日から施行する。

附 則

本会則は昭和58年6月25日から施行する。

附 則

本会則は昭和62年6月13日から施行する。

附 則

本会則は平成2年7月2日から施行する。

附 則

本会則は平成4年2月15日から施行する。

附 則

本会則は平成10年6月20日から施行する。

附 則

本会則は平成11年6月19日から施行する。

附 則

本会則は平成15年6月14日から施行する。